

(喫煙器具又は設備の設置の禁止)

第12条 施設管理者は、その管理する喫煙禁止区域に吸い殻入れ、灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置してはならない。

【趣旨】

本条の規定は、第8条に規定する喫煙禁止区域における喫煙禁止の規制を実効のあるものとするため、施設管理者が、当該区域に喫煙器具・設備を設置することを禁止するものである。

【解説】

本条は、喫煙禁止区域において、喫煙禁止の規制を徹底するためには、喫煙者に、喫煙することができない環境であることを認識してもらう必要があることから、灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置することを禁止することを定めるものである。

そして、本条の「灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備」とは、灰皿（灰皿の代用となる容器を含む）、マッチ、ライター、きせる、パイプ、シガーカッター、シガレットマシーン（手巻たばこ製造器）等の器具類及び一般にスモークテーブル（タワー・カウンター）と呼ばれる分煙機（テーブル上に灰皿を備えた空気清浄機）等の設備をいうものであり、また、ここにいう「設置」には、こうした喫煙器具類を販売するための陳列や装飾品としての展示は含まないものである。

こうした喫煙器具類に関する規制については、未成年者喫煙禁止法にもあり、同法第5条においては、「満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス」と規定しており、未成年に自用のための喫煙器具を販売した者には、50万円以下の罰金が科されることとなる。

なお、本条に違反した施設管理者は、指導・勧告の対象となり（第17条）、この勧告に従わない場合は、その違反事実等の公表及び命令の対象となり（第18条及び第19条）、さらに、この命令に従わない場合は、罰則（5万円以下の過料）が適用される（第23条第1項第2号）。